

令和5年4月9日執行  
新潟市議会議員一般選挙

自動車の使用  
選挙運動用 ポスターの作成 の公費負担の手引  
ビラの作成

新潟市選挙管理委員会



## 【はじめに】

この手引きは、候補者の選挙運動の費用の一部を、「新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例」、「新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」及び「新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例」（以下「条例」という。）の規定に基づき公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を説明したものです。

候補者及びこの候補者と契約を締結した事業者等は、この手引きにより間違いのないように手続きを進めてください。

## 【注意事項】

1. この公費負担は、候補者が供託物を没収された場合には、請求することができません。
2. 公費負担の費用の請求は、令和5年4月10日から同年5月9日までにお願いします。
3. 公費負担の費用は、請求後直ちにお支払いできるものではなく、選挙及び当選の効力確定後、関係書類の審査を経て支払い手続きを進めます。その旨を契約する事業者等に必ず伝えてください。

## 【請求書送付先・問い合わせ先】

新潟市選挙管理委員会事務局（上大川前庁舎2階）

住所：〒951-8068 新潟市中央区上大川前通8番町1260-1

電話番号：025-226-3343（直通）

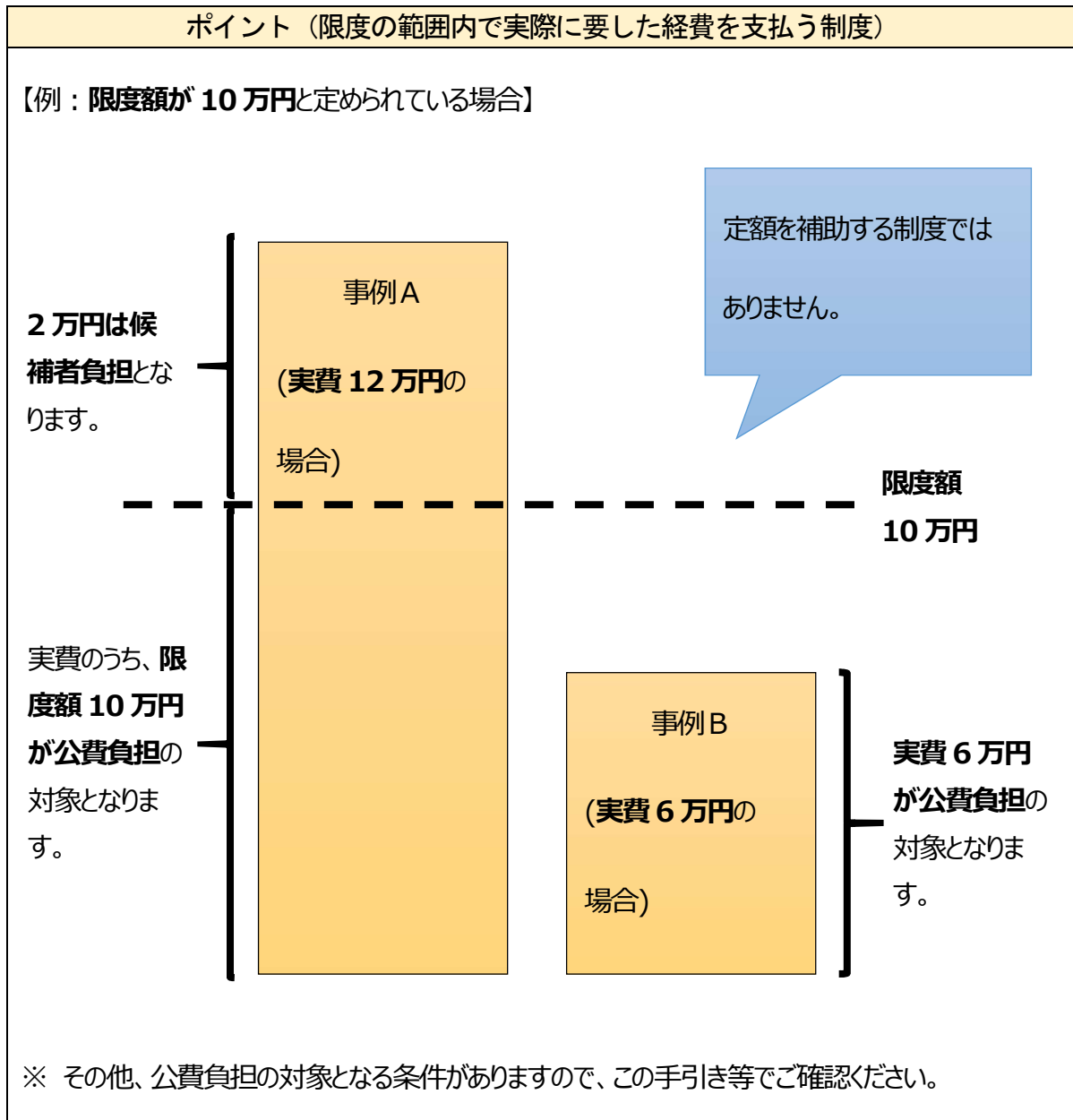
Mail：senkan@city.niigata.lg.jp

## 目次

1. 公費負担制度について .....	- 1 -
1.1. 公費負担の対象外となるもの .....	- 2 -
1.2. 無投票当選の場合 .....	- 2 -
1.3. 選挙運動用自動車の使用にかかる公費負担の対象と限度額 .....	- 3 -
1.4. 選挙運動用ポスター作成にかかる公費負担の対象と限度額 .....	- 4 -
1.5. 選挙運動用ビラ作成にかかる公費負担の対象と限度額 .....	- 5 -
2. 公費負担の手続き .....	- 6 -
2.1. 公費負担全体の流れ .....	- 6 -
2.2. 届出書類等への押印等 .....	- 7 -
2.3. 契約締結の届出 .....	- 11 -
2.4. 確認申請及び確認書の交付 .....	- 12 -
2.5. 証明書の交付 .....	- 13 -
2.6. 費用の請求 .....	- 14 -
3. 公費負担手続きのQ&A .....	- 15 -
3.1. 公費負担全般のQ&A .....	- 15 -
3.2. 選挙運動用自動車のQ&A .....	- 18 -
3.3. 選挙運動用ポスター・ビラ作成のQ&A .....	- 19 -
4. 各様式の記載例 .....	- 20 -
4.1. 契約届出書の記載例（候補者→区委員会） .....	- 20 -
4.2. 確認申請書の記載例（候補者→区委員会） .....	- 23 -
4.3. 確認書の見本（市委員会→候補者） .....	- 26 -
4.4. 証明書の記載例（候補者→契約事業者等） .....	- 29 -
4.5. 請求書の記載例（契約事業者等→市長） .....	- 33 -

## 1. 公費負担制度について

この制度は、新潟市議会議員（以下「市議会議員」という。）及び新潟市長（以下「市長」という。）の選挙に関して、候補者と契約事業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」、「選挙運動用ビラの作成」の有償契約について、新潟市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に届け出たもののうち、条例で定められた限度の範囲内で、新潟市が各契約事業者等に直接その経費を支払うものです。



### 1.1. 公費負担の対象外となるもの

- 供託物が没収される場合

選挙種別	供託物が没収される条件
市議会議員	得票数が、当該選挙区の議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の10分の1に達しない場合

- 無償契約である場合
- 条例で定められた公費負担限度額を超える契約の場合は、限度額を超える額
- 条例で定められた公費負担限度額を超えない契約の場合は、契約金額を超える額
- 「一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)」以外の契約の場合において、当該契約の相手方が候補者と生計を一にしているときは、当該契約に係る業務を業として行う者以外であるとき

#### ポイント (生計を一にしているとき)

例えば、自動車借入の契約の相手方が、候補者と生計を一にしている候補者の長男の場合、その長男が自動車の貸し出しを業としていない限り、自動車借入の公費負担は認められません。

### 1.2. 無投票当選の場合

当該選挙の告示日から無投票当選の事由が生じた日までの使用分について、公費負担の対象となります。

#### ポイント (無投票の場合)

告示日の午後5時において候補者が定数内であることにより、当該選挙が無投票となった場合は、告示日の1日分が公費負担の対象となります。

### 1.3. 選挙運動用自動車の使用にかかる公費負担の対象と限度額

対象		限度額
(1) 一般運送契約 (いわゆるハイヤー方式)	選挙運動用自動車として使用した各日の料金の合計金額 (同一の日は1台に限る。)	各日について、 64,500円
(2) その他の契約	ア. 自動車借入れ契約 (リース・レンタル)	同上
	イ. 燃料供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金  7,700円×選挙運動の日数 ⇒7,700円×9日 =69,300円
	ウ. 運転手雇用契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(同一の日は1人に限る。)
		各日について、 12,500円

ポイント (自動車の契約)	
次の契約方法のどちらにするかは、各候補者が選択します。	
契約方法	説明
(1) 一般運送契約	一般乗用旅客自動車運送事業者(道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者)と契約するもの。いわゆるハイヤーの一括借り上げ方式です。
(2) その他の契約	自動車の借入、燃料供給、運転手雇用を別々に契約するもの。 この契約の場合は、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業とするものに限り ます。
「(2)その他の契約」の公費負担対象日数を算出する場合、選挙運動の日数から「(1)一般運送契約」を採用した日数を除きます。	

#### 1.4. 選挙運動用ポスター作成にかかる公費負担の対象と限度額

##### (1) 公費負担の対象

区委員会に届出を行った選挙運動用ポスターの作成費用で、候補者が契約を締結した当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額。

具体的には、「作成単価」×「作成枚数」で算出した金額。(円未満は切上げ)

ただし、次の(2)で示すとおり、公費負担額、単価及び作成枚数には公費負担の対象となる上限が定められており、それぞれ上回った分は、公費負担の対象とはなりません。

##### (2) 公費負担の限度額

「単価の限度額」×「作成枚数」で算出した金額以内。

なお、単価の限度額及び限度枚数は、以下の表のとおりです。

区分	計算式(1未満の端数は切上げ)
ア. 単価の限度額	【ポスター掲示場数が500以下の場合】 (541円31銭×ポスター掲示場数+316,250円)÷ポスター掲示場数
イ. 限度枚数	当該選挙区のポスター掲示場数×1.2

##### (3) 選挙区毎のポスター掲示場数及び単価の限度額等

選挙区	ポスター 掲示場数※	ア. 単価の限度額	イ. 限度枚数	候補者1人 あたり限度額(ア×イ)
北区	164	2,470円/枚	197	486,590円
東区	160	2,518円/枚	192	483,456円
中央区	232	1,905円/枚	279	531,495円
江南区	194	2,172円/枚	233	506,076円
秋葉区	187	2,233円/枚	225	502,425円
南区	155	2,582円/枚	186	480,252円
西区	262	1,749円/枚	315	550,935円
西蒲区	227	1,935円/枚	273	528,255円

※選挙運動用ポスター貼付可能箇所数。なお、ポスター掲示場数は、投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び投票区ごとの面積に応じ、公職選挙法施行令第111条の基準により算出する。



## 1.5. 選挙運動用ビラ作成にかかる公費負担の対象と限度額

### (1) 公費負担の対象

区委員会に届出を行った選挙運動用ビラの作成費用で、候補者が契約を締結した当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額。

具体的には、「作成単価」×「作成枚数」で算出した金額（円未満は切上げ）。

ただし、次の(2)で示すとおり、公費負担額、単価及び作成枚数には公費負担の対象となる上限が定められており、それぞれ上回った分は、公費負担の対象とはなりません。

### (2) 公費負担の限度額

「単価の限度額」×「作成枚数」で算出した金額以内。（円未満は切上げ）

なお、単価の限度額及び限度枚数は、下記のとおりです。

#### ア. 単価の限度額

作成枚数	単価の限度額
50,000 枚以下	7 円 73 銭/枚

#### イ. 限度枚数

区委員会に届出を行った二種類以内のビラ 8,000 枚まで

#### 【参考】公費負担の限度額の計算例

ア. 単価の限度額	イ. 限度枚数	候補者 1 人あたり限度額 (ア×イ)
7.73 円/枚	8,000 枚	7.73 円/枚×8,000 枚 =61,840 円

## 2. 公費負担の手続き

### 2.1. 公費負担全体の流れ

契約締結届出・確認申請は、立候補を届け出る区選挙管理委員会が窓口となります。

(1)有償契約の締結  
【候補者⇔契約事業者】

【告示日】3月31日

(2)契約締結の届出  
【候補者→区委員会】

(3-1)確認申請  
【候補者→区委員会】

(3-2)確認書の交付  
【市委員会→候補者】

自動車燃料・ポスター・ビラで必要となる申請です。

(3-3)確認書の提出  
【候補者→契約事業者等】

(4-1)証明書の作成  
【候補者→契約事業者等】  
※ すべての契約で必要です。

(4-2)証明書の交付  
【候補者→契約事業者等】

【投開票日】4月9日

(5-1)供託物没収の確認  
【契約事業者等→市委員会】

(5-2)費用の請求  
【契約事業者等→新潟市】

【請求期限】5月9日（投開票日の1か月後）

書類添付漏れや必要事項の記入漏れ等があった場合は、支払い時期が遅くなります。

(5-3)費用の支払い  
【新潟市→契約事業者等】

## 2.2. 届出書類等への押印等

これまで、各種届出等の書類に必要な押印については、本人確認などにより書類の真正性が確認できる場合には不要となりました。

よって、届出等の際は、これまでの記名押印による方法に加え、名義人本人の署名又は以下で説明する本人確認等による方法を選択し、届出書類等を作成してください。

### 【届出書類等の提出方法】

原則として下記①～④のいずれかの方法により、その書類の真正性を確認しますので、選択した方法により必要となるものを準備してください。

#### (1) 本人確認等による方法（押印不要）

##### ① 届出等の名義人本人が届け出る場合

届出等の名義人本人確認書類の提示又は提出

##### ② 代理人が届け出る場合

以下の書類の提示又は提出

- ・委任状（代理人の氏名、令和5年4月9日執行の新潟市議会議員一般選挙に係るものであること、届出等の名義人が当該代理人に届出等を委任する旨の3点が記載されており、届出等の名義人の署名又は記名押印があるもの）
- ・代理人の本人確認書類

#### (2) その他の方法

##### ③ 届出書類等に名義人本人が署名（押印不要）

##### ④ 届出書類等に名義人本人の記名押印（押印必要）

## <記載例>

### ①② 名義人本人記名＋本人確認書類等

氏名 甲野 次郎

+

本人確認書類の例

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証、住民票の写し等

※「記名」とは、氏名を印刷・ゴム印等で印字する方法、名義人本人以外が記載する方法です。

※ 本人確認書類や委任状を提示する場合は、区委員会で当該書類の写し（コピー）をとった上、保管しますのでご了承ください。

### ③ 名義人本人による署名（自署） ※名義人本人が、手書きで署名する方法です。

氏名 甲野 次郎

### ④ 名義人本人記名＋押印

氏名 甲野 次郎 (甲野)

③、④による場合は本人確認書類や委任状の提示又は提出は不要です。

## 【届出書類等の訂正方法】

名義人本人の印鑑による訂正印のほか、名義人本人の署名による訂正も可能です。

また、上記②より、代理人の本人確認及び当該代理人に訂正が委任されていることの確認ができる場合は、代理人の印鑑による訂正印や代理人の署名による訂正も可能です。

提出方法	記載例	書類提出者	本人確認 ・必要書類	訂正方法
①② 名義人本人記 名のみ	氏名 甲野 次郎  ※「記名」とは、印刷・ゴム印等 で印字した氏名や名義人本人以 外が記載した氏名のこと	名義人本人	名義人本人の本人確認書類 の提示又は提出	名義人本人の印鑑による訂正印又は名義 人本人の署名が必要
		代理人	①委任状 ②代理人の本人確認書類	代理人の印鑑による訂正印又は 代理人の署名が必要
		使者(郵送含)	名義人本人の本人確認書類 の提示又は提出(写し可)	訂正不可
③ 名義人本人に よる署名 (自署)のみ	氏名 甲野 次郎	名義人本人	不要	名義人本人の印鑑による訂正印又は名義 人本人の署名が必要
		代理人	不要	①委任状②代理人本人確認により、代理 人の印鑑による訂正又は代理人の署名が 必要
		使者(郵送含)	不要	訂正不可
④ 名義人本人記 名+押印	氏名 甲野 次郎 (甲野)	名義人本人	不要	名義人本人確認により、名義人本人の印 鑑による訂正印又は名義人本人の署名が 必要
		代理人	不要	①委任状②代理人本人確認により、代理 人の印鑑による訂正又は代理人の署名が 必要
		使者(郵送含)	不要	名義人本人の印鑑による訂正印が必要

●本人確認書類では、マイナンバーカード・運転免許証・住民票の写し等が必要です。

**【立候補の届出書等を代理人が提出する場合の委任状の様式（例）】**

**届出等代理人証明書**

住 所

**新潟県〇〇市〇〇町△番□号**

氏 名

**乙 山 丙 太**

生年月日

昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日

上記の者は、（候補者の氏名）の令和5年4月9日執行の新潟市議会議員一般選挙における立候補の届出などの各種届出等（※）について、私に代わって届出等に関する事務（届出書類等の訂正を含む）を行うものであることを証明します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

住 所（候補者の住所）

**新潟県〇〇市乙山町1丁目2番3号**

氏 名（候補者の署名又は記名押印）

**甲 野 次 郎**

※特定の手続きのみ委任する場合は、その内容がわかるように記入し、委任者を分けて委任する必要がある場合は別葉とすること。

（例：「公費負担に関する届出等」、「選挙公報の掲載に関する申請」など）

### 2.3. 契約締結の届出

候補者は、公費負担制度の適用を受けようとする場合、該当する契約を締結した旨を区委員会に届け出していただく必要があります。

ポイント（契約の締結）
<p>契約書は、候補者の申込意思と事業者等の承諾意思とが書面上で明らかにされているものであればその名称は問いませんが、書面に必要な要件が備わっている必要があります。</p> <p>要件については、3章「公費負担手続きのQ&amp;A」（P15～）や様式ひな型をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 選挙運動用ポスター・ビラの作成の契約相手は、ポスター・ビラの作成を業とする者（印刷業等）でなければ、公費負担の対象となりません。</li> <li>● 契約書の内容（金額・単価・作成枚数等）は、公費負担の限度を上回っても差し支えありませんが、限度を上回った分の金額は、公費負担の対象となりません。</li> </ul>

#### （1） 契約締結届出のタイミング

契約時期	届出時期
立候補届出前の契約の場合	立候補届出時
立候補届出後の契約の場合	契約締結後直ちに

#### （2） 契約締結の関係者

届出者	届出先
候補者	<u>区委員会</u>

#### （3） 契約締結届出の様式

種類	様式 No.	添付書類
選挙運動用自動車の使用（※）	011	各契約書等の写し その他必要書類 (各様式備考欄参照)
選挙運動用ポスター作成	111	
選挙運動用ビラ作成	211	

※一般運送契約・その他の契約のどちらも同じ様式です。

ポイント（担当者との連絡）
<p>公費負担に関するお問い合わせは、新潟市選挙管理委員会事務局 (Tel : 025-226-3343、E-Mail : senkan@city.niigata.lg.jp) へお願いします。 なお、申請内容等に関して本市からお問い合わせを行うことがありますので、 担当者等のご連絡先をお伝えください。(別途「公費負担関係連絡票（様式 No. 000）」を記載の上、契約締結届出時に本市へお渡してください。)</p>

## 2.4. 確認申請及び確認書の交付

候補者は、自動車の燃料供給、選挙運動用ポスター・ビラ作成の公費負担を受ける場合、区委員会へ確認申請書を提出しなければなりません。

また、候補者は、市委員会から確認書の交付を受けた後、契約事業者等へ確認書を渡してください。

### (1) 確認書とは

契約事業者等ごとに本市が公費負担できる限度額又は限度枚数を示すもので、候補者からの申請を受けて市委員会が作成します。契約事業者等は、この確認書に記載された金額又は枚数以内で、本市へ請求しなければなりません。

### (2) 確認申請のタイミング

契約締結の届出後（同時可）、速やかに申請してください。

ポイント（確認申請書の写しの保管）
確認申請は、契約事業者等ごとに行います。追加で契約（申請）する場合、既に確認を受けた（又は確認申請中の）金額又は枚数を記載する必要がありますので、少なくとも選挙運動の期間中は、申請書の写しを保管しておいてください。

### (3) 確認申請及び確認書の関係者

申請者および確認書の受領者	申請先	確認書の交付者
候補者	<u>区委員会</u>	市委員会

### (4) 確認申請の様式

確認申請は、以下の様式を用いて作成してください。

契約種類	様式 No.	添付書類
選挙運動用自動車（燃料供給契約）	021	各様式備考欄 参照
選挙運動用ポスター作成	121	
選挙運動用ビラ作成	221	

### (5) 確認書の交付

区委員会が申請書を確認した後、市委員会が候補者に対し、確認書（別記様式第3号）を郵送等により交付しますので、直ちに契約事業者等へ渡してください。

ポイント（市委員会が交付した確認書の取り扱い）
確認書は、対象となる契約事業者等が本市へ費用を請求する際、請求書に添付する書類となります。確認書の添付がない請求書では支払いができませんので、忘れずに契約事業者等へお渡してください。



## 2.5. 証明書の交付

### (1) 証明書とは

候補者が公費負担を受ける場合、契約内容の実績（自動車使用期間、燃料供給額、選挙運動用ポスター・ビラの作成枚数）を契約事業者等へ証明するものです。

契約事業者等が本市へ費用の請求を行う場合に必要となります。

ポイント（証明書の作成・交付を忘れずに）
<p><b>証明書は、候補者が作成</b>し、契約事業者等へ渡してください。</p> <p>なお、証明書の添付がない請求書では支払いができませんので、候補者は忘れずに作成し、契約事業者等へお渡しください。</p>

### (2) 証明書の関係者

作成者	交付先
候補者	契約事業者等

### (3) 証明書の様式

証明書は、以下の様式を用いて作成してください。

契約種類		様式 No.	添付書類	
選挙運動用 自動車の使用	一般運送契約	031	各様式備考欄参照	
	その他の 契約	自動車借入	031	各様式備考欄参照
		燃料供給	032	給油伝票の写し その他必要書類 (各様式備考欄参照)
		運転手雇用	033	各様式備考欄参照
選挙運動用ポスター作成		131	各様式備考欄参照	
選挙運動用ビラ作成		231	各様式備考欄参照	

ポイント（給油伝票の写し）
<p>燃料供給事業者から給油の際に受領した書類であり、<b>以下の要件をすべて満たしている</b>必要があります。事業者所定の伝票では要件を満たしていないことがありますので、必ずご確認ください。</p> <p>① 燃料の供給を受けた日付が記載されていること。</p> <p>② 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号の 4 桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち 4 桁以下のアラビア数字が記載されていること。</p> <p>③ 燃料の供給量および供給金額が記載されていること。</p>

## 2.6. 費用の請求

### (1) 請求期間

選挙期日（投開票日）の翌日（令和5年4月10日）以降、契約事業者等は、当該候補者が供託物を没収されないかどうかを市委員会に確認した後、請求書の記載漏れや添付書類に不備がないように、同年5月9日までに請求してください。

### (2) 費用請求の関係者

請求者	請求先
契約事業者等	新潟市長 ※請求書の送付先は、 <u>新潟市選挙管理委員会事務局</u>

### (3) 請求書の様式

次の区分に従い、契約毎に1部作成してください。

種類		様式 No.	添付書類	
選挙運動 用自動車 の使用	一般運送契約	041	● 請求内訳書 (No. 042) ● 証明書 (No. 031)	
	その他 の契約	自動車借入	041	● 請求内訳書 (No. 043) ● 証明書 (No. 031)
		燃料供給	041	● 請求内訳書 (No. 044) ● 証明書 (No. 032) ● 確認書 (No. 022)
		運転手雇用	041	● 請求内訳書 (No. 045) ● 証明書 (No. 033)
選挙運動用ポスター作成		141	● 請求内訳書 (No. 142) ● 証明書 (No. 131) ● 確認書 (No. 122)	
選挙運動用ビラ作成		241	● 請求内訳書 (No. 242) ● 証明書 (No. 231) ● 確認書 (No. 222)	

### (4) 支払い方法

口座振込

### (5) その他注意事項

- 請求書には、指定された書類（証明書等）を必ず添付してください。
- 選挙結果に関し、異議申し立てがなされた場合は、その申し立ての内容によって支払いが遅くなる可能性があります。

### 3. 公費負担手続きのQ&A

#### 3.1. 公費負担全般のQ&A

質問 1-1 公費負担の根拠法令を教えてください。		
それぞれ公職選挙法および本市条例等で定められています。		
区分	公職選挙法	その他（本市条例等）
自動車の使用	第 141 条第 8 項	新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例
ポスターの作成	第 143 条第 15 項	新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例
ビラの作成	第 142 条第 11 項	新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例
通常葉書※	第 142 条第 5 項	公職選挙郵便規則
※ 通常葉書の作成にかかる有償契約は、市議会議員及び市長の選挙において公費負担が認められていません。		
質問 1-2 公費負担を受けた分は、収支報告書に記載するのでしょうか。		
ポスター・ビラの作成は、収支報告書に記載する必要があります。 ただし、 <u>選挙運動用自動車の関係の記載は不要</u> です。		
質問 1-3 事業者等と取り交わす書面は、どのようなものを用いたらよいでしょうか。		
様式集の媒体（CD-R）に、市委員会で作成した各契約書のひな型（Microsoft Word ファイル）を含めております。 また、市ホームページにも掲載していますので、ご活用ください。 【新潟市トップページ > 市政情報 > 選挙 > 選挙管理委員会からのお知らせ > 統一地方選挙について > 令和 5 年 4 月 9 日執行新潟市議会議員一般選挙における選挙運動の公費負担について】 ( <a href="https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/senkyo/oshirase/touitsu/r5shigisenkohihutan.html">https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/senkyo/oshirase/touitsu/r5shigisenkohihutan.html</a> ) なお、上記ひな型と同じ書面でなくても、候補者の申込意思と事業者等の承諾意思とが書面上で明らかにされているもので、次の要件が備わっていれば、異なる名称（例：借受書・貸渡証・承諾書）、形態のものでも構いません。 【契約書の要件】 ア. 候補者本人と事業者等の契約であること イ. 有償契約であること ウ. 契約の内容（自動車の借入期間や車両が特定できる情報（車種・登録番号）、ポスター等の作成数量）が明確に記載されていること エ. 契約金額（内訳金額や単価を含む）の記載があること オ. 契約年月日が記載されていること		

#### 質問 1-4 各契約書に収入印紙は必要になりますか。

契約内容によって、収入印紙が必要になります。

##### 【選挙運動用自動車の使用】

一般運送契約は、印紙税法別表第一番号 1 の 4 に掲げられている運送に関する契約書にあたることから、収入印紙が必要になります。

なお、その他の契約（自動車借入・燃料供給・運転手雇用）は、「候補者の指示及び責任において運行し、事業者が主体となって運行しないこと、また、3 か月以内の短期間の契約であることから、収入印紙の貼付は必要がない」とされています。

##### 【選挙運動用ポスター・ビラの作成】

請負に関する契約にあたりと考えられ、1 万円以上の契約金額のものは、収入印紙が必要になります。

#### 質問 1-5 契約書の契約日や契約期間は、どのようにすべきでしょうか。

実際の契約日や契約相手方と定めた実際の期間を記載してください。

自動車借入契約等で選挙運動期間の前後が含まれる契約（例：月単位の契約）を行う場合は、その契約期間を含めて契約書を取り交わしてください。

なお、契約届出書は、契約書と同じ期間・金額を記載してください。

#### 質問 1-6 立候補届出時に公費負担関係で持参するものは何ですか。

公費負担を受ける有償契約についての契約届出書、契約書等の写し、確認申請書（自動車燃料供給・ポスター作成・ビラ作成）及びその他書類に必要事項を記載の上、本市担当者へ提出してください。

なお、立候補届出時に書類が間に合わなかった場合や書類をお忘れになった場合は、後日、区委員会へ提出してください。

#### 質問 1-7 契約相手にこの手引きを渡してもよいでしょうか。

問題ございません。齟齬や手続きの誤りがないように、相互でご確認いただくことを推奨いたします。手引きは市ホームページからダウンロードすることができます。（市ホームページの URL は上記質問 1-3 に掲載）

また、必要であれば様式を含めて電子データを別途お渡しすることもできますので、市委員会までご連絡ください。

#### 質問 1-8 確認書はいつ頃どのように届きますか。

確認申請書を提出していただいた後、区委員会にて内容を精査し、市委員会から郵送等で送付いたします。

なお、申請内容に不備等があった場合は、確認書の送付が遅くなる場合がありますので、契約締結届出時には別途「公費負担関係連絡票（様式 No. 000）」も併せて区委員会に提出をお願いします。

**質問 1-9 事業者等へ支払いされる時期はいつ頃になりますか。**

市委員会が請求書を受領してから約1か月後が目安となります。

なお、当該選挙に関して異議申し立てがなされた場合、内容によって支払期日が遅くなる可能性がありますので、あらかじめ候補者から各事業者等へお伝えください。

また、供託物が没収となった場合は、公費負担ができませんので、当然ながら本市から事業者等へ支払いしません。

**質問 1-10 契約事業者等が市へ請求する前に、候補者が代金の支払いを済ませた場合どうなりますか。**

公費負担の制度は、条例に基づき市が各契約事業者等に直接その費用を支払うものです。

条例の趣旨をご理解いただき、既に候補者が契約事業者等に支払った金額は、仮払い等で処理するなどの方法を講じて、契約事業者等から候補者に返却してください。

**質問 1-11 消費税はどのような扱いになりますか。**

公費負担における市への請求根拠は、「単価×数量」であり、消費税については、特に定められておりません。したがって、消費税を含めた契約を行う場合、消費税分を単価に含めるなどして、「単価×数量＝契約額(請求額)」の形としてください。

契約額に消費税をかけるような外税方式での請求はしないでください。

### 3.2. 選挙運動用自動車のQ & A

質問 2-1

次の場合は、公費負担の対象となりますか。

- (1) 立候補予定者が代表となっている法人の自動車
- (2) 知人の自家用車を借り入れる場合
- (3) 看板やスピーカーがあらかじめ備え付けてある自動車を借りる場合
- (4) 伴走車（並走車）を付ける場合
- (5) 政党や後援団体が所有する自動車

(1) 公費負担の対象です。法人が所有する自動車であれば、あくまで候補者個人と法人との契約である以上、公費負担の対象となります。

(2) 公費負担の対象です。一般運送契約以外の契約で対象外となるのは、「候補者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者」との契約になるため、知人も公費負担の対象となります。

(3) レンタカー会社がサービスとして提供するいわゆる選挙カーパックをレンタルする場合、公費負担の対象となるのは、車両本体と保険補償の金額であり、看板・スピーカーの費用は、公費負担の対象となりません。車両本体と本体以外の費用とを明示した有償契約を行ってください。

ただし、始めから車両と一体に備え付けて合ってスピーカーの部分を取り除けない場合（別にできない場合）は、含めた形で借上げていただいて差し支えありません。

(4) 伴走車は、公費負担の対象となりません。

(5) 候補者個人との有償契約を締結すれば、公費負担の対象となります。

ただし、確認団体が使用する政治活動用自動車（法 201 の 8、法 201 の 9、法 201 の 11）は、選挙運動用自動車ではなく、政治活動用自動車となりますので、公費負担の対象とはなりません。

質問 2-2

運転手雇用契約において、2 人以上の交代制としてもよいでしょうか。また、急病等により別の者が運転することになった場合、どのようにすればよいでしょうか。

同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 人の運転手に限って公費負担が可能です。

日毎の交代制とする場合は、どの日に誰が運転手となるのかわかるように契約し、区委員会へ契約届出を提出してください。（一覧表等の別紙添付可）

また、急病等により別の者が運転することになった場合、その者が公費負担を受けるようであれば、その者との契約を締結し、区委員会へ契約届出を提出してください。



質問 2-3

運転手雇用契約において、2人以上の交代制とした場合（2人以上と契約した場合）、契約届出書(No. 011)にはどのように記載すればよいでしょうか。

契約相手のどちらかの住所・氏名を記載し、備考欄に「他1名」というように記載してください。期間・金額は合算して記載してください。契約書の写しは、それぞれのものを添付してください。

なお、運転手の予定表等の一覧表形式の書類があれば、別紙として添付してください。

### 3.3. 選挙運動用ポスター・ビラ作成のQ & A

質問 3-1

ポスター（ビラ）作成契約を作業段階別で行った場合、それぞれが届出を行ってよいでしょうか。（例：デザインをデザイン事業者Aと、写真撮影を撮影事業者Bと、印刷を印刷事業者Cとそれぞれ契約した場合）

規定上、契約の相手方は、「ポスター（ビラ）の作成を業とする者」でなければなりませんので、一つの会社に契約をまとめて届出を行ってください。

なお、ポスター作成とビラ作成の契約相手は、同一である必要はありません。

質問 3-2

選挙運動用ポスターは、公費負担対象となる上限枚数を超えて作成してよいでしょうか。

公費負担の上限枚数を超えた作成の契約は、特に問題ありませんが、ポスターを掲示できる枚数は限られていますのでご注意ください。

なお、公費負担の上限を超えた分は、自己負担となります。

また、ポスター作成に要した経費は、公費で負担した金額を含め、作成費の総額を選挙運動用費用に算入しなければならないことから、収支報告書にも記載して報告することになります。

質問 3-3

選挙運動用ビラは、公費負担対象となる上限枚数を超えて作成してよいでしょうか。

公費負担の上限枚数を超えた作成の契約は、特に問題ありませんが、頒布（散布不可）できる枚数は限られていますのでご注意ください。

なお、公費負担の上限を超えた分は、自己負担となります。

また、ビラ作成に要した経費は、公費で負担した金額を含め、作成費の総額を選挙運動用費用に算入しなければならないことから、収支報告書にも記載して報告することになります。

#### 4. 各様式の記載例

##### 4.1. 契約届出書の記載例（候補者→区委員会）

(1) 自動車使用契約届出書 (No. 011)

提出の日付は告示日以降

(例)

令和5年3月31日

(あて先)新潟市選挙管理委員会委員長

令和5年4月9日執行  
新潟市議会議員一般選挙

記載例なので、1と2のどちらも記入してありますが、  
いずれか1つを選択することになります。

候補者氏名 **新潟 きめ木**

#### 選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

##### 1. 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあっては所在地名称及び代表者の氏名)	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和5年 3月15日	新潟市●●区●●町 選挙運送(株) 代表取締役 ●● ●●	R5.3.31 ~R5.4.8	540,000円	

実際の契約期間・契約金額を記載してください。

##### 2. 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあっては所在地名称及び代表者の氏名)	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車 借入れ	令和5年 3月15日	新潟市●●区●●町 ●● ●●	R5.3.31 ~R5.4.8	142,200円	
燃料代	令和5年 3月15日	新潟市●●区●●町 (有)新潟燃料 代表取締役 ●● ●●	新潟555 し11-22	150円	
運転手 雇用	令和5年 3月15日	新潟市●●区●●町 ●● ●●	R5.3.31 ~R5.4.8	90,000円	



(2) 選挙運動用ポスター作成契約届出書 (No. 111)

提出の日付は告示日以降

(例)

令和5年3月31日

(あて先)新潟市選挙管理委員会委員長

令和5年4月9日 執行  
新潟市議会議員一般選挙

候補者氏名 **新潟 きめ太**

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあっては所在地名称及び代表者の 氏名)	契約内容	
		作成契約枚数	作成契約金額
令和5年 3月15日	新潟市●●区●●町 (株)新潟フrint 代表取締役 ●● ●●	300 枚	510,000 円

契約書どおりに記載してください。

(3) 選挙運動用ビラ作成契約届出書 (No. 211)

提出の日付は告示日以降

(例)

令和5年3月31日

(あて先)新潟市選挙管理委員会委員長

令和5年4月9日執行  
新潟市議会議員一般選挙

候補者氏名 **新潟 きめ木**

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラ作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあつては所在地名称及び代表者の氏名)	契約内容	
		作成契約枚数	作成契約金額
令和5年 3月15日	新潟市●●区●●町 (株)めいすい印刷 代表取締役 ●● ●●	8,000 枚	64,000 円

契約書どおりに記載してください。

4.2. 確認申請書の記載例（候補者→区委員会）

(1) 自動車燃料代確認申請書 (No. 021)

(例)

令和5年3月31日

(あて先)新潟市選挙管理委員会委員長

提出の日付は告示日以降・契約届出日以降

令和5年4月9日 執行  
新潟市議会議員一般選挙  
候補者氏名 **新潟 きめ太**

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号のイの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日	令和5年3月15日
2 契約相手方の住所及び氏名 (法人にあっては所在地名称及び代表者の氏名)	新潟市●●区●●町 (有)新潟燃料 代表取締役 ●● ●●
3 確認申請金額 (A)	69,300 円

限度額以内を記載してください。

(限度額 7,700 円/日×9 日=69,300 円)

確認申請が2回目以降の場合

4 前回までの確認済累積金額 (B)	円
計 (A) + (B)	円

(2) 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 (No. 121)

(例)

令和5年3月31日

(あて先)新潟市選挙管理委員会委員長

提出の日付は告示日以降・契約届出日以降

令和5年4月9日執行

新潟市議会議員一般選挙

候補者氏名 **新潟 きめ太**

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日	令和5年3月15日
2 契約相手方の住所及び氏名 (法人にあつては所在地名称及び代表者の氏名)	新潟市●●区●●町 (株)新潟プリント 代表取締役 ●● ●●
3 確認申請枚数(A)	279 枚

確認申請が2回目以降の場合

公費負担の**限度枚数以内**の数量を記載してください。  
(この記載例は、中央区の限度枚数です。)

4 前回までの確認済累積枚数(B)	枚
計(A) + (B)	枚

(3) 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 (No. 221)

(例)

令和5年3月31日

(あて先)新潟市選挙管理委員会委員長

提出の日付は告示日以降・契約届出日以降

令和5年4月9日執行

新潟市議会議員一般選挙

候補者氏名 **新潟 きめ太**

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日	令和5年3月15日
2 契約相手方の住所及び氏名 (法人にあっては所在地名称及び代表者の氏名)	新潟市●●区●●町 (有)めいすい印刷 代表取締役 ●● ●●
3 確認申請枚数 (A)	8,000 枚

公費負担の限度枚数(8,000枚)以内の数を記載してください。

確認申請が2回目以降の場合

4 前回までの確認済累積枚数 (B)	枚
計 (A) + (B)	枚

#### 4.3. 確認書の見本（市委員会→候補者）

確認書は、市委員会が作成します。市委員会から候補者へ送付しますので、契約事業者等に渡してください。また、本市へ請求する際に必要となる旨を伝えてください。

##### (1) 自動車燃料代確認書 (No. 022)

(見本)

確認番号第

1 号

#### 自動車燃料代確認書

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和●年 ●月 ●日

新潟市選挙管理委員会委員長 藤田 隆

印委  
員  
長

#### 記

1. 令和5年4月9日執行 新潟市議会議員一般選挙
2. 候補者の氏名 **新潟 きめ太**
3. 確認金額 **69,300** 円

候補者は作成不要（市委員会が作成します。）

(2) 選挙運動用ポスター作成枚数確認書 (No. 122)

(見本)

確認番号第 1 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和●年 ●月 ●日

新潟市選挙管理委員会委員長 藤田 隆

印委  
印員  
長

記

1. 令和5年4月9日執行 新潟市議会議員一般選挙
2. 候補者の氏名 **新潟 きめ木**
3. 確認枚数 **279** 枚

候補者は作成不要（市委員会が作成します。）

(3) 選挙運動用ビラ作成枚数確認書 (No. 222)

(見本)

確認番号第

1 号

選挙運動用ビラの作成確認書

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和●年 ●月 ●日

新潟市選挙管理委員会委員長 藤田 隆

印委  
印員  
長

記

1. 令和5年4月9日執行 新潟市議会議員一般選挙
2. 候補者の氏名 **新潟 きめ太**
3. 確認枚数 **8,000** 枚

候補者は作成不要（市委員会が作成します。）



4.4. 証明書の記載例（候補者→契約事業者等）

候補者が契約事業者等へ履行後に交付する書類です。  
本市へ請求する際に必要となる旨を伝えてください。

(1) 選挙運動用自動車使用証明書（燃料以外）(No. 031・033)

(例)

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和●年●月●日

契約履行日（最終日）以降の日付

令和5年4月9日執行  
新潟市議会議員一般選挙

候補者氏名 **新潟 きめ太**

記

運送等契約区分 (該当する番号に○印を付けてください。)	1. 一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約による場合		
	② 上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の住所及び氏名 (法人にあっては所在地名称及び代表者の氏名)	新潟市●●区●●町 ●● ●●		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
トヨタハイエース 新潟555 し11-22	令和5年3月31日	15,800 円	
トヨタハイエース 新潟555 し11-22	令和5年4月1日	15,800 円	
トヨタハイエース 新潟555 し11-22	令和5年4月2日	15,800 円	
トヨタハイエース 新潟555 し11-22	令和5年4月3日	15,800 円	
トヨタハイエース 新潟555 し11-22	令和5年4月4日	15,800 円	
トヨタハイエース 新潟555 し11-22	令和5年4月5日	15,800 円	
トヨタハイエース 新潟555 し11-22	令和5年4月6日	15,800 円	
トヨタハイエース 新潟555 し11-22	令和5年4月7日	15,800 円	
トヨタハイエース 新潟555 し11-22	令和5年4月8日	15,800 円	

レンタカー等の契約で端数が生じる場合は、初日か最終日で調整してください。

(2) 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(No. 032)

(例)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり選挙運動用自動車の燃料の供給を受けたものであることを証明します。

令和●年●月●日

契約履行日(最終日)以降の日付

令和5年4月9日執行  
新潟市議会議員一般選挙

候補者氏名 **新潟 きめ太**

記

燃料供給業者等の住所及び氏名 (法人にあっては所在地名称及び代表者の氏名)		新潟市●●区●●町 (有)新潟燃料 代表取締役 ●● ●●	
燃料供給年月日	供給量	供給金額	自動車登録番号又は車両番号
令和5年3月31日	15.13 ℓ	2,269 円	トヨタハイエース 新潟555 し11-22
令和5年4月1日	15.00 ℓ	2,250 円	トヨタハイエース 新潟555 し11-22
令和5年4月2日	30.00 ℓ	4,500 円	トヨタハイエース 新潟555 し11-22
令和5年4月3日	ℓ	円	
令和5年4月4日	ℓ	円	
令和5年4月5日	15.00 ℓ	2,250 円	トヨタハイエース 新潟555 し11-22
令和5年4月6日	15.00 ℓ	2,250 円	トヨタハイエース 新潟555 し11-22
令和5年4月7日	ℓ	円	
令和5年4月8日	30.89 ℓ	4,633 円	トヨタハイエース 新潟555 し11-22

給油の実績に基づいて記載してください。

また、供給金額は、給油量に契約単価を乗じた金額となります。

消費税やガソリン税等を含んだ金額で記載してください。

(3) 選挙運動用ポスター作成証明書(No. 131)

(例)

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和●年●月●日

契約履行日(最終日)以降の日付

令和5年4月9日執行  
新潟市議会議員一般選挙

候補者氏名 **新潟 きめ木**

記

ポスター作成事業者の所在地及び氏名 (法人にあっては所在地名称及び代表者の氏名)	新潟市●●区●●町 (株)新潟フrint 代表取締役 ●● ●●	
作成枚数	作成の実績に基づいて記載してください。	300 枚
作成金額		510,000 円
ポスター掲示場数		232 箇所

ポスター掲示場数は、選挙種別や選挙区によって異なります。

(4) 選挙運動用ビラ作成証明書 (No. 231)

(例)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和●年●月●日

契約履行日（最終日）以降の日付

令和5年4月9日執行  
新潟市議会議員一般選挙

候補者氏名 **新潟 きめ太**

記

ビラ作成業者の所在地及び氏名 (法人にあつては所在地名称及び代表者の氏名)	新潟市●●区●●町 (有) めいすいプリント 代表者 ●● ●●
作成枚数	8,000 枚
作成金額	64,000 円

作成の実績に基づいて記載してください。

4.5. 請求書の記載例（契約事業者等→市長）

契約事業者等が、本市（市選挙管理委員会事務局）へ直接提出してください。  
 ※それぞれ指定の内訳書等を添付してください。

(1) 自動車請求書 (No. 041)

**(例)**

請求書（選挙運動用自動車の使用）

年 月 日

日付は空欄にしてください。

(あて先) 新潟市長

住所及び氏名

(法人にあつては所在地、  
名称及び代表者の氏名)

新潟市●●区●●町

選挙運送(株)

押印不要

代表取締役 ●● ●●

(TEL 025-xxx-xxxx

担当者 ●● ●● )

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1. 請求金額 540,000 円  
 区分 (いずれかに○)  
 (1) 一般運送契約  
 (2) 自動車の借入  
 (3) 燃料代  
 (4) 運転手

2. 内訳書 別紙のとおり

3. 選挙の種類 令和5年4月9日執行 新潟市議会議員一般選挙

4. 候補者の氏名 新潟 きめ太

5. 振込先 債権者コード 

--	--	--	--	--	--	--	--

(以下は、債権者登録のない方のみご記入ください)

金融機関 ・支店名	●●銀行 ●●支店	口座名義 フリガナ	トキョウソウカ タキヨウトリシヤク ●● ●●
口座 番号	普通 当座	9 9 9 9 9 9 9 9	口座名義 選挙運送株式会社 代表取締役 ●● ●●

(2) 自動車の請求内訳書（ハイヤー方式）(No. 042)

一般運送契約（ハイヤー方式）の請求書(No.041)に添付する書類です。

(例)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

一般運送契約

[候補者氏名 **新潟 きめ木** ]

使用年月日	運送金額(A)	基準限度額(B)	請求金額	備考
令和5年3月31日	60,000 円	64,500円	60,000 円	
令和5年4月1日	60,000 円	64,500円	60,000 円	
令和5年4月2日	60,000 円	64,500円	60,000 円	
令和5年4月3日	60,000 円	64,500円	60,000 円	
令和5年4月4日	60,000 円	64,500円	60,000 円	
令和5年4月5日	60,000 円	64,500円	60,000 円	
令和5年4月6日	60,000 円	64,500円	60,000 円	
令和5年4月7日	60,000 円	64,500円	60,000 円	
令和5年4月8日	60,000 円	64,500円	60,000 円	
計			540,000 円	

(3) 自動車の請求内訳書（レンタカー等）(No. 043)

自動車借入契約（レンタカー等）の請求書(No.041)に添付する書類です。

**(例)**

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

自動車の借入れ

[候補者氏名 **新潟 きめ太** ]

使用年月日	借入れ金額(A)	基準限度額(B)	請求金額	備考
令和5年3月31日	15,800 円	16,100円	15,800 円	
令和5年4月1日	15,800 円	16,100円	15,800 円	
令和5年4月2日	15,800 円	16,100円	15,800 円	
令和5年4月3日	15,800 円	16,100円	15,800 円	
令和5年4月4日	15,800 円	16,100円	15,800 円	
令和5年4月5日	15,800 円	16,100円	15,800 円	
令和5年4月6日	15,800 円	16,100円	15,800 円	
令和5年4月7日	15,800 円	16,100円	15,800 円	
令和5年4月8日	15,800 円	16,100円	15,800 円	
計			142,200 円	

(4) 自動車の請求内訳書(燃料)(No.044)

燃料供給契約の請求書(No.041)に添付する書類です。

(例)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

[候補者氏名 **新潟 きめ太** ]

[車種 **トヨタハイエース** ]

燃料代

[自動車登録番号又は車両番号 **し11-22** ]

販売年月日	販売金額(A) (契約単価×給油数=金額)	基準限度額(B)	請求金額	備考
令和5年3月31日	150円×15.13ℓ=2,269円			
令和5年4月1日	150円×15.00ℓ=2,250円			小数点以下の端数がある場合は、 <b>日毎</b> に切り捨ててください。
令和5年4月2日	150円×30.00ℓ=4,500円			
令和5年4月3日	円×ℓ=円			
令和5年4月4日	円×ℓ=円			
令和5年4月5日	150円×15.00ℓ=2,250円			
令和5年4月6日	150円×15.00ℓ=2,250円			
令和5年4月7日	円×ℓ=円			
令和5年4月8日	150円×30.89ℓ=4,633円			
計	18,152円	69,300円	18,152円	

供給金額は、給油量に契約単価を乗じた金額となります。  
**消費税やガソリン税等を含んだ金額**で記載してください。  
(小数点以下の端数は切捨て)



(5) 自動車の請求内訳書(運転手)(No.045)

運転手雇用契約の請求書(No.041)に添付する書類です。

(例)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

運転手雇用

[候補者氏名 **新潟 きめ太** ]

雇用年月日	報酬(A)	基準限度額(B)	請求金額	備考
令和5年3月31日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和5年4月1日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和5年4月2日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和5年4月3日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和5年4月4日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和5年4月5日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和5年4月6日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和5年4月7日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和5年4月8日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
計			90,000 円	

運転手を日毎に変える場合(2人以上と契約している場合)は、  
それぞれ請求書・内訳書を作成してください。

※ 同一日に2人以上への支払はできません。

(6) 選挙運動用ポスター作成請求書 (No. 141)

(例)

請求書 (選挙運動用ポスターの作成)

年 月 日

日付は空欄にしてください。

(あて先) 新潟市長

住所及び氏名

(法人にあっては所在地、  
名称及び代表者の氏名)

新潟市●●区●●町

(株)新潟プリント

代表取締役 ●● ●●

(TEL 025-xxx-xxxx 担当者 ●● ●●)

押印不要

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1. 請求金額 474,300 円
2. 内訳書 別紙のとおり
3. 選挙の種類 令和5年4月9日執行 新潟市議会議員一般選挙
4. 候補者の氏名 新潟 きめ太
5. 振込先 債権者コード

(以下は、債権者登録のない方のみご記入ください)

金融機関 ・支店名	●●銀行 ●●支店	口座名義 フリガナ	カニガプリント カニガプリント ●● ●●
口座 番号	普通 当座 9 9 9 9 9 9 9 9	口座名義	株式会社新潟プリント 代表取締役 ●● ●●

(7) 選挙運動用ポスター作成の請求内訳書 (No. 142)

選挙用ポスター作成契約の請求書(No.141)に添付する書類です。

(例)

請求内訳書 (選挙運動用ポスターの作成)

〔候補者氏名 **新潟 きめ太** 〕

ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額		
	単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) (A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) (D)×(E)	単価 (G)	枚数 (H)	金額(I) (G)×(H)
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
<b>232</b>	<b>1,700</b>	<b>300</b>	<b>510,000</b>	<b>1,905</b>	<b>279</b>	<b>531,495</b>	<b>1,700</b>	<b>279</b>	<b>474,300</b>

ポイント (作成枚数が基準限度を上回った場合)

上記の例では、作成した枚数 (300 枚) が限度枚数 ( $232 \times 1.2 = 279$  枚) を上回るため、作成単価 (1,700 円) に限度枚数(279 枚)を乗じた金額を、本市へ請求することになります。

選挙区毎のポスター掲示場数及び単価の限度額等については、P4 をご確認ください。

(8) 選挙運動用ビラ作成請求書(No.241)

(例)

請求書 (選挙運動用ビラの作成)

年 月 日

日付は空欄にしてください。

(あて先) 新潟市長

住所及び氏名

(法人にあっては所在地、  
名称及び代表者の氏名)

(TEL 025-xxx-xxxx

新潟市●●区●●町

(有) めいすいフrint

代表者 ●● ●●

担当者 ●● ●● )

押印不要

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1. 請求金額 61,840 円
2. 内訳書 別紙のとおり
3. 選挙の種類 令和5年4月9日執行 新潟市議会議員一般選挙
4. 候補者の氏名 新潟 きめ太
5. 振込先 債権者コード 

--	--	--	--	--	--	--	--

(以下は、債権者登録のない方のみご記入ください)

金融機関 ・支店名	●●銀行 ●●支店	口座名義 フリガナ	1. めいすい フrint タ 化ヨクトリシマヤク ●● ●●
口座 番号	普通 当座 9 9 9 9 9 9 9 9	口座名義	有限会社めいすいフrint 代表取締役 ●● ●●

(9) 選挙運動用ビラ作成の請求内訳書(No.242)

選挙用ビラ作成の契約を締結した場合の請求書(No.241)に添付する書類です。

(例)

請求内訳書(選挙運動用ビラの作成)

選挙運動用ビラ

[候補者氏名 **新潟 きめ太** ]

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) (A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) (D)×(E)	単価 (G)	枚数 (H)	金額(I) (G)×(H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
<b>8.0</b>	<b>8,000</b>	<b>64,000</b>	7.73	8,000	61,840	<b>7.73</b>	<b>8,000</b>	<b>61,840</b>

ポイント(作成単価が基準限度額を上回った場合)

上記の例では、作成した単価(8.0円/枚)が基準限度額(7.73円/枚)を上回るため、基準限度単価(7.73円/枚)に作成枚数(8,000枚)を乗じた金額を、本市へ請求することになります。

この例のとおり、作成枚数が基準限度以内とはいえ、作成単価が上回った分(0.27円/枚×8,000枚=2,160円)は、公費負担として本市へ請求することができません。

